



第3期奈良県食育推進計画

平成30年3月
奈良県

はじめに

「食」は命の源であり、私たちが生活していく上で欠かせないものです。また、「食」は、子どもから高齢者までのすべての世代に共通する生活の基本であるとともに、健康、教育、農業、食の安全・安心、担い手の育成、食文化の伝承など幅広い分野と大きな関わりをもっています。

健康寿命日本一を目指す本県にとって、県民の皆様一人ひとりに、食に関する知識と食を選択する力を身につけていただき、生涯にわたって健全な食生活を心がけていただくことが重要であると考えています。

本県では、平成19年3月に「奈良県食育推進計画」を策定しました。さらに、平成24年3月には、「第2期奈良県食育推進計画」を策定し、関係者や関係団体の皆様と連携・協働し、様々な食育を推進する施策に取り組んでまいりました。これまでに、食の安全や安心についての関心が高まる一方で、若い世代において健康的な食生活を意識する割合が低いことや野菜摂取量が不足していることなど、様々な課題も顕在化しています。

「食」をめぐるこれらの課題を踏まえ、この「第3期奈良県食育推進計画」では、計画の推進による将来の県民の姿とその実現のために4つの基本方針を定めています。食育の推進を担う様々な関係者・関係団体の皆様には、この基本方針等を共有し、連携・協働した主体的な取組を推進していただくことで、県民運動として食育を展開し、本計画に示す4つの目指す姿を実現していきたいと考えています。

また本計画は、健康寿命日本一の目標達成のための一翼を担う計画として位置づけられており、健康分野における「健康増進計画」、「なら歯と口腔の健康づくり計画」などの関連計画と整合・調和を図りつつ、市町村と協働して取り組む「健康分野における奈良モデル」として推進するとともに、毎年本計画の進捗を評価し、着実な推進を図ってまいります。

県民の皆様をはじめ、市町村、健康づくりに取り組む関係者の皆様には、本計画の趣旨や方針等に一層のご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成30年3月

奈良県知事 荒井正吾

◆目次

第1章. 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ・期間	1
3. 奈良県が目指す食育	3
(1) 基本理念	3
(2) 目指す姿	3
(3) 基本方針	4
4. 県の役割と各主体の連携・協働及び進捗管理	5
(1) 県の役割と各主体との連携・協働	5
(2) 計画の進捗管理	7
第2章. 奈良県の食育に関する現状と課題	8
1. 健康・食生活	8
2. 子どもの食習慣・生活習慣	14
3. 食の魅力向上	17
4. 食を支える環境づくり	18
第3章. 食育の施策	19
1. 施策の体系	19
2. 施策の内容	20
基本方針1 健康づくりを推進するための食育	20
基本方針2 次世代の健全な食習慣形成のための食育	23
基本方針3 奈良県の食の魅力向上のための食育	25
基本方針4 食育を支える食環境づくり	27
3. 指標と目標	30
(1) 指標と目標	30
(2) なら健康長寿基本計画「栄養・食生活」分野の指標と目標	32

◆資料編

第1章. 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

食育基本法が平成17年7月に施行され10年以上が経過しました。本県においても第1期、第2期と食育推進計画を策定し、県民、関係機関・団体、市町村等との連携・協働による食育を着実に推進してきました。

その成果として「食育推進計画を策定する市町村の増加」「食育の認知の高まり」などが挙げられますが、一方で「日本型食生活の実践率の低下」「1日の野菜摂取量・食塩摂取量」が目標に達していないなど、依然として課題があります。加えて平成28年度に初めて実施した「県民健康・食生活実態調査」からは、成人だけでなく子どもの食塩摂取過剰、野菜摂取の不足といった課題も明らかになり、さらなる対応が求められます。

また、本県では平成34(2022)年度に県民の健康寿命を男女とも日本一(都道府県順位第1位)を目指した取組を強力に進めているところです。この目標の達成のためには一人ひとりの健全な食生活の実践が不可欠であり、より一層の食育の推進が重要となります。

このような状況を勘案し、本県の食育を県民、関係機関・団体、市町村、関係部局と連携・協働しながら総合的かつ計画的に推進するため、「第3期 奈良県食育推進計画」(以下、「計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ・期間

◎ 位置づけ

この計画は、食育基本法(平成17年7月15日施行)第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として位置づけます。

◎ 他計画との連携等

この計画は、本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向け、その歯車としての一翼を担うものです。関連する「健康増進計画」「歯と口腔の健康づくり計画」「スポーツ推進計画」「自殺対策計画」「がん対策推進計画」「保健医療計画」「医療費適正化計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」等と整合・調和を図り、推進します。

食育推進計画と関連計画の連携図



《なら健康長寿基本計画》

- ・平成25年7月に策定し、平成29年度に中間見直しを実施。
- ・平成34年度までに健康寿命日本一を目指し、9つの関連計画を総合的・統一的に進めるための計画であり、保健・医療・福祉・介護にかかる分野横断的な計画(横串計画=歯車計画)として策定。

■期間

国の第3次食育推進基本計画の計画期間(平成28年度から平成32年度)を踏まえ、平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間とします。

3. 奈良県が目指す食育

(1) 基本理念

**「食」を通して健全な心身を培い、
豊かな人間性を育む**

この基本理念は第1期奈良県食育推進計画を策定した際に掲げたものであり、本計画でも継承します。

すべての県民が生涯にわたり様々な経験を通じて「食」に関心を持ち、「食」の安全や栄養、食文化などの「食」に関する知識を身につけ、健全な心身を培うための「食」を選択する力を養うとともに、「食」に対する感謝の気持ちや「食」を大切にすることを基本理念とします。

(2) 目指す姿

基本理念を踏まえ、計画の推進による将来の県民の姿として次の4点を掲げます。

- ◆ 県民が健康的な食習慣を習得し、実践できる
- ◆ 子どもが「食」と「健康」に関心を持ち、健康的な食生活を実践できる
- ◆ 県民が県産農産物に関心を持ち、消費拡大が進む
- ◆ 県民が「食」や「食の安全」に関する知識と理解を深め、自らの食生活を適切に判断、選択できる

(3) 基本方針

食育は、健康・教育・農業・食の安全安心・担い手の育成・食文化など取り組む分野が広く、関係部局、関係機関・団体も多岐にわたることから、計画では、今後5年間における食育推進に関する施策の基本方針を示し、担当部局や多様な主体と連携することにより重層的かつ効果的に食育を推進します。

基本方針1 健康づくりを推進するための食育

健康寿命の延伸には、生活習慣病の予防が不可欠であり、健全な食生活を送ることはその対策として重要です。

県では、生活習慣病予防、健康増進の視点から、一人ひとりが必要な知識や技術を習得し、健全な食生活を実践できるよう、目的と対象を定めた食育を推進します。

基本方針2 次世代の健全な食習慣形成のための食育

生涯にわたる健全な食生活の基礎を形成するためにも、子どもの頃からの食育は大切で、家庭は重要な役割を担います。

県では、すべての子どもが健全な食に関する知識や実践力を身につけられるよう、家庭・地域・学校と連携し、発達段階に応じた食育を充実します。

基本方針3 奈良県の食の魅力向上のための食育

食は栄養を補うだけでなく、楽しみや文化的・精神的な豊かさを与えてくれるものです。県には、「大和野菜」「大和牛」などの農産物や「大和の茶がゆ」「柿の葉寿司」「吉野の葛料理」をはじめとする郷土料理など、魅力的な食が多くあります。このような行事食や大和の郷土料理を知り、次世代に継承することが大切です。

県では、これらの食の魅力の発信に取り組みます。

基本方針4 食育を支える食環境づくり

食育の推進にあたっては、個人の行動だけでは限界があり、支援するための環境づくりが不可欠です。

県では、食に関する正しい情報を的確に得られる環境、健康的な食が身近で入手できる環境を整備するとともに、身近な地域で県民の食育を支援する人材の確保・育成に取り組みます。

4. 県の役割と各主体との連携・協働及び進捗管理

(1) 県の役割と各主体との連携・協働

県民や多様な主体が食育の意義や必要性について正しい理解を深めるとともに、主体的に関係者と連携・協働しながら食育を推進することが重要です。

このため、県は果たすべき役割を明確にします。そして、関係機関・団体との連携・協働を強化することにより、県民・関係者の参画を促し、県全体で食育を推進します。

① 県の役割

- 県は、県民の食や健康等の実態を把握し、食に関する正しい情報を県民が理解し、活用できるよう提供します。
- 県は、県民が身近なところで食についての学びや体験ができるよう、市町村や関係団体等が取り組む食育を支援します。
- 県は、幼保・小・中・高の子どもたちに対し、成長、発達に応じた切れ目のない食育を推進します。
- 県は、県産農産物を広く県民に周知し、地産地消を推進します。
- 県は、県民が健康で安全・安心な食生活を送ることができるよう、食品取扱施設の監視指導を行い、流通食品の安全性を試験検査により確認します。
- 県は、食品関連事業者、生産者、ボランティア等、食育に関わる関係者が主体的かつ多様に連携・協働して食育を推進できるよう、食育推進のリーダーとなります。
- 県は、県域における食育の推進に関して、食育推進計画の策定及び計画を推進するため、奈良県食育推進会議を設置します。

② 各主体との連携・協働

◎ 県民

食育は県民一人ひとりの食生活や生活習慣に密接に関わるものです。県は、誰もが食について考える習慣を身につけ、健全な食生活を実践できるよう支援します。また、食育の中心的な役割を担う家庭において、食を通じたコミュニケーションや次世代へ食に関する知識や伝統、文化を受け継ぐことができるよう、連携・協働していきます。

◎ 保育所・幼稚園・学校等

子どもの頃から健全な食生活を身につけることは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。そのため、子どもへの食育を形成する場である、保育や教育関係者と連携・協働することで、生涯にわたって切れ目のない食育に取り組みます。

◎ 生産者

子どもから高齢者までのすべての年代の県民が食に関する体験活動に参加することは、食を単に「消費」として捉えるのではなく、生産から消費に至るまでのプロセスを理解する機会となります。さらに、日々の食生活は、動植物の命を受け継ぐことであること、食事に至るまでに生産者をはじめとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることなどを実感できる機会にもなります。

生産者と連携・協働することにより、食に関する感謝の気持ちや理解が深まるよう、取り組みます。

◎ 事業者

県民が安心して健全な食生活を実践するためには、食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供に関わる事業者と消費者の信頼関係が重要です。そのため、食品表示の適正化の推進、県産農産物の安全性に関わる情報提供など、事業者とともに食品の安全・安心に関する自主的な公開を促進します。

◎ 各種団体・ボランティア

食育のボランティア活動が多く地域で展開されることは、本県の食育推進において重要なことです。また、県や市町村の食育を協働で実施することで、その取組がより地域に根づき、充実したものとなります。

今後も、各種団体・ボランティアの活動を支援するとともに、連携・協働した食育を推進します。

◎ 保健・福祉・医療関係者

個々の疾病や障害等に応じた食育を推進することは、計画の理念に沿った重要なことです。単に生活習慣病の予防だけでなく、個々の状態に応じた適切な食習慣の定着、食べることや食にまつわる喜びを感じることができる食の提供ができるよう、保健・福祉・医療関係者等との連携を強化します。

◎ 市町村

食育の推進にあたっては、県民により身近な市町村で地域の特性に応じた取組が重要です。

市町村の食育推進計画の策定や見直しを支援し、市町村においてより効果的で充実した食育が推進できるよう連携・協働します。

(2) 計画の進捗管理

- 「目指す姿」の実現に向け、より効果的で実効性のある施策を推進していくためには、その成果や達成度を客観的で具体的な指標により把握できるようにすることが重要です。そこで施策に定量的な目標値を設定し、毎年、進捗を評価することとします。さらに、PDCA サイクルにより、施策を見直し、目標達成に向けたより効果的な取組を展開します。
- 進捗状況等を奈良県食育推進会議に報告し、今後の推進方策に関する意見を聴取します。

第2章. 奈良県の食育に関する現状と課題

第2期計画の進捗状況、「県民健康・食生活実態調査（平成28年度）」「なら健康長寿基礎調査（平成22年度から毎年実施）」などの各種調査、関係課へのヒアリング等を踏まえ、第3期計画における本県の食育に関する課題を整理します。

1. 健康・食生活

■ 食塩摂取について

- ・ 県が平成25年度に実施した「健康寿命に寄与する要因等の研究」では、健康寿命の延長に寄与する要因として「減塩」が挙げられ、男性は喫煙に次ぎ2位、女性では1位でした。
- ・ 県民の食塩摂取量は、平成28年の国民健康・栄養調査によると男性が10.6g/日、女性が9.2g/日で、平成24年の同調査時から男女ともほぼ横ばいであり、目標とする8.0g/日を上回っています。
- ・ 食塩は多くの加工品に含まれ、日常生活の中で食塩摂取量を算出することは難しいのが現実ですが、加工品に記載されている表示を確認する習慣をつけるなど食に関する意識を向上し、高塩分食品の摂取頻度や量を減らすことが重要です。
- ・ 食生活は親世代から子世代に受け継がれます。子どもの頃から食生活に関心を持ち、薄味に慣れることは、生涯にわたる健康づくりの基盤になります。特に、子育て世代では、家庭での味付けに気をつけることと、市町村、学校等と連携・協働した食塩摂取や適塩に関する普及啓発が今後ますます重要です。

図1：成人男性1日あたり食塩摂取量

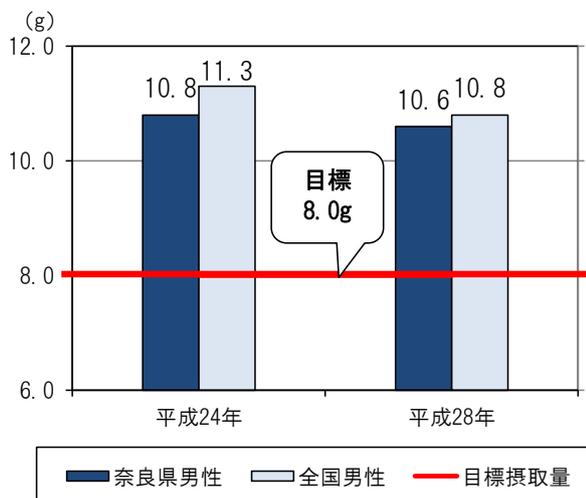
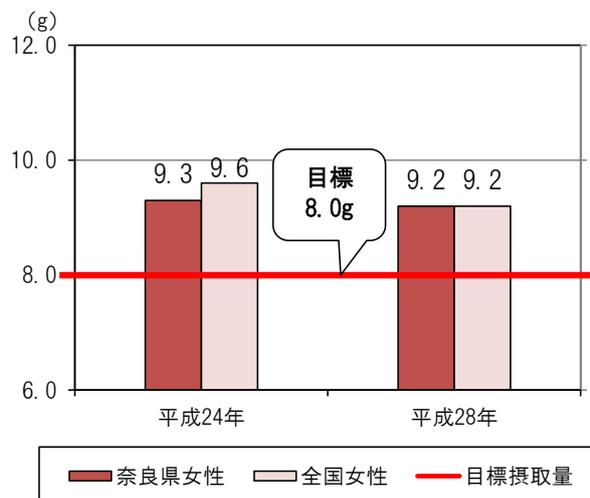


図2：成人女性1日あたり食塩摂取量



出典：国民健康・栄養調査（各年）

■野菜摂取について

- ・ 県民の野菜摂取量は、平成 24 年と平成 28 年の国民健康・栄養調査の結果を比較すると男女とも増加しています。しかし、目標とする 350g は下回っています。
- ・ 野菜や果物を摂ることは、脳卒中や心筋梗塞をはじめとする生活習慣病の予防につながるため、毎日適正量を摂ることがすすめられています。
- ・ 調理の工夫、短時間調理のレシピなどの県民が取り組みやすい内容を具体的に提示した普及啓発や実践に向けた支援が重要です。

図 3：成人男性 1 日あたり野菜摂取量

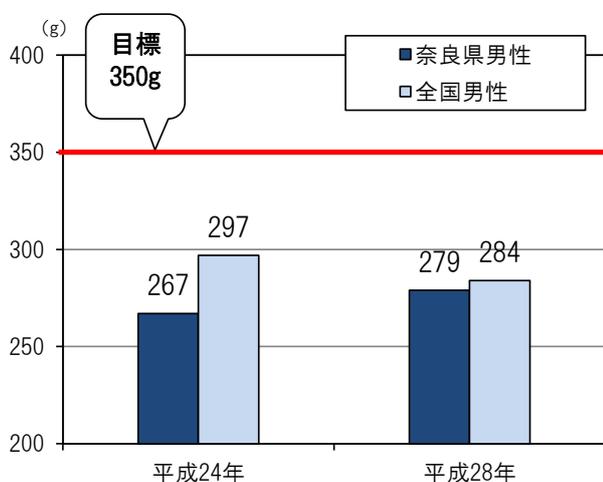
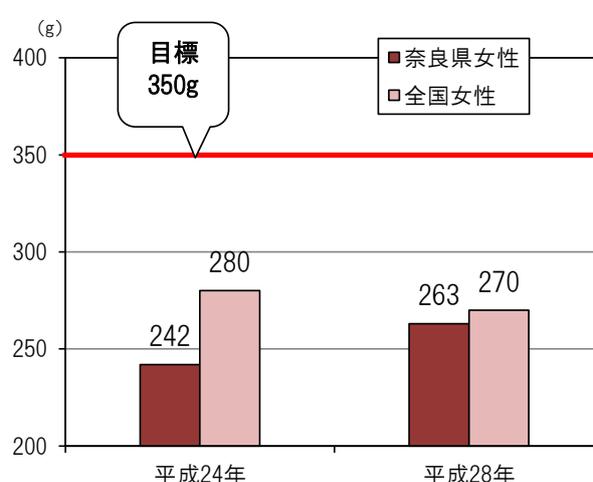


図 4：成人女性 1 日あたり野菜摂取量



出典：国民健康・栄養調査（各年）

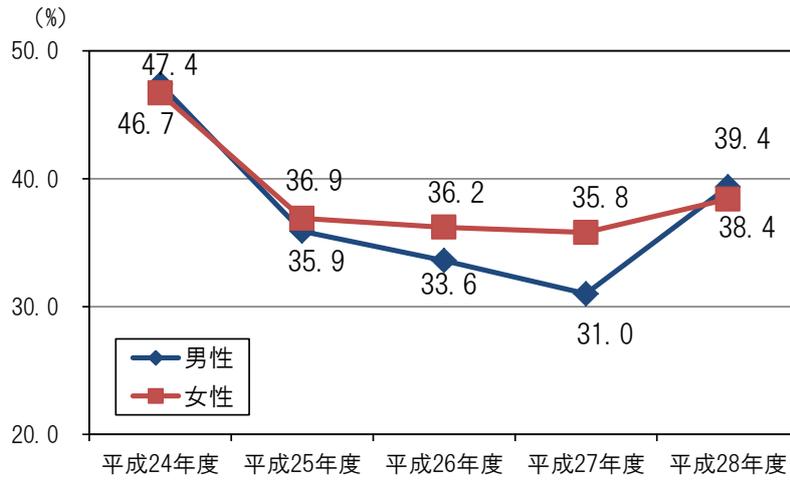
■食習慣について

- ・ 「ほとんど『日本型食生活』である」人の割合は、男性が 39.4%、女性が 38.4% で、平成 25 年度以降、横ばいに推移しています。
- ・ 「なら健康長寿基本計画」では、平成 34(2022)年までに「ほとんど『日本型食生活』である」人の割合を 52%以上とすることを目標としています。年代別に目標達成状況を見ると、70 歳以上の高齢者は、目標を達成していますが、年代が下がるにつれその割合は低くなっています。
- ・ 今後、特に若い世代を中心にバランスのとれた食習慣が実践できるよう、支援が必要です。

日本型食生活とは

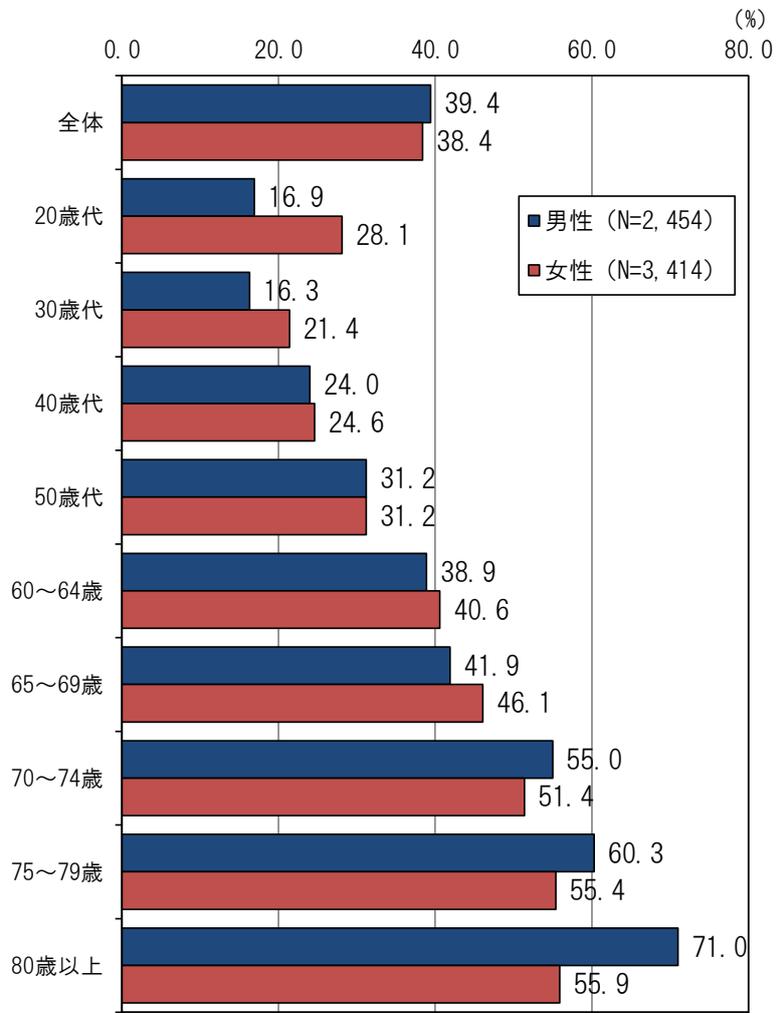
ごはんを「主食」としながら、肉・魚・卵・大豆を主材料とする「主菜」、野菜・きのこ・いも・海藻を主材料とする「副菜」に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事のこと。

図5：日本型食生活である人の割合の推移



出典：なら健康長寿基礎調査（各年）

図6：日本型食生活である人の割合

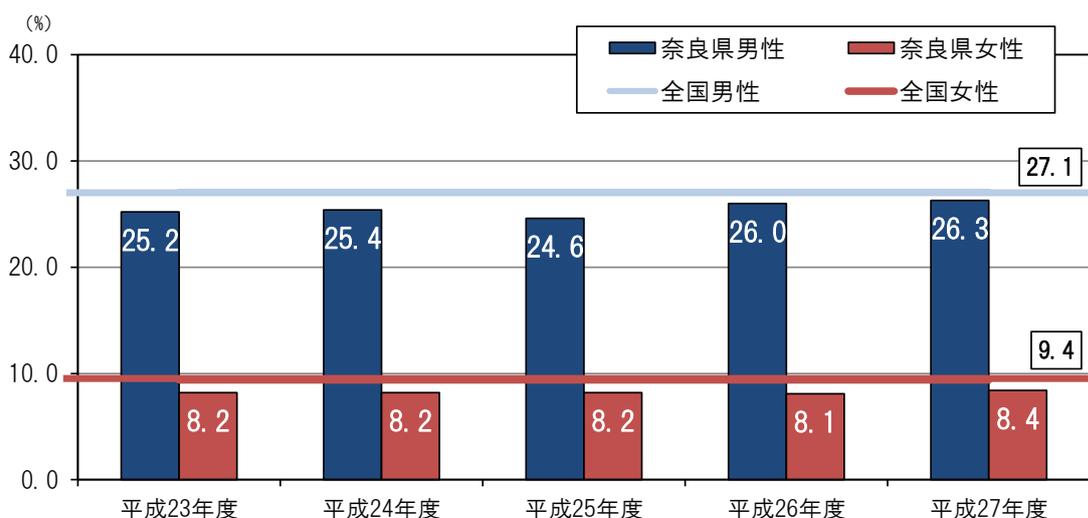


出典：なら健康長寿基礎調査（平成28年度）

■生活習慣病予防について

- ・平成27年度の特定健診結果でメタボリックシンドロームの該当者の割合は、男性が26.3%、女性が8.4%でともに全国を下回っていますが、男性は平成25年度から微増、女性は平成23年度から横ばいで推移しており、改善に至っていません。
- ・平成28年度なら健康長寿基礎調査で肥満の人の割合は、男性が25.8%、女性が15.2%で女性に比べ男性の割合が高くなっています。男性の40歳代と50歳代は30%以上が肥満です。
- ・一方、やせの割合は男性が5.4%、女性が12.7%で女性の方が高くなっています。最もやせの割合が高いのは、女性20歳代の22.4%で、女性はすべての年代で10%以上がやせとなっています。
- ・低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者(65歳以上)の割合をみると、平成28年度は女性が26.9%、男性が18.2%と男性より女性の割合が高く、高齢期における低栄養に関する取組が求められます。
- ・50歳代の高血圧・糖尿病の要治療者の割合はほぼ横ばい状態です。
- ・「なら健康長寿基本計画」の目標である健康寿命日本一を達成するためには、生活習慣病の発症と重症化を予防することが重要です。メタボリックシンドローム、肥満ややせの予防や改善、低栄養の予防・改善するための食生活を県民一人ひとりが実践できるよう、支援することが必要です。

図7：メタボリックシンドローム該当者の割合の推移
(市町村国保特定健診結果)



出典：国民健康保険中央会（各年） ※平成27年度全国値は速報値

図8：肥満（BMI 25以上）の人の割合

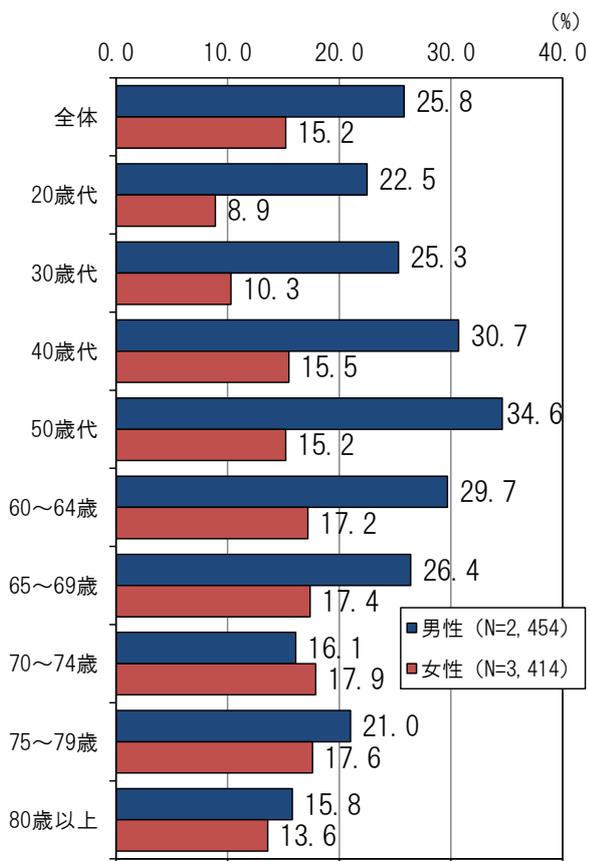
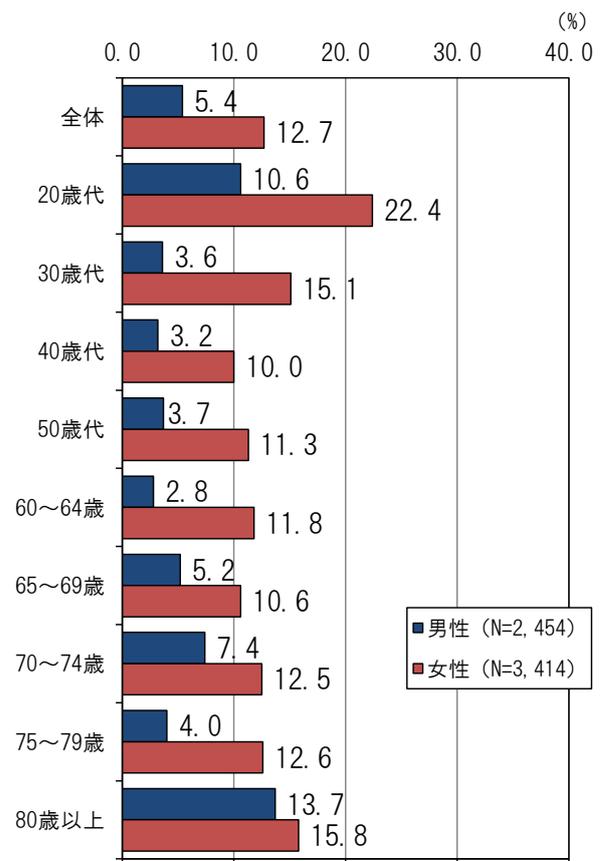
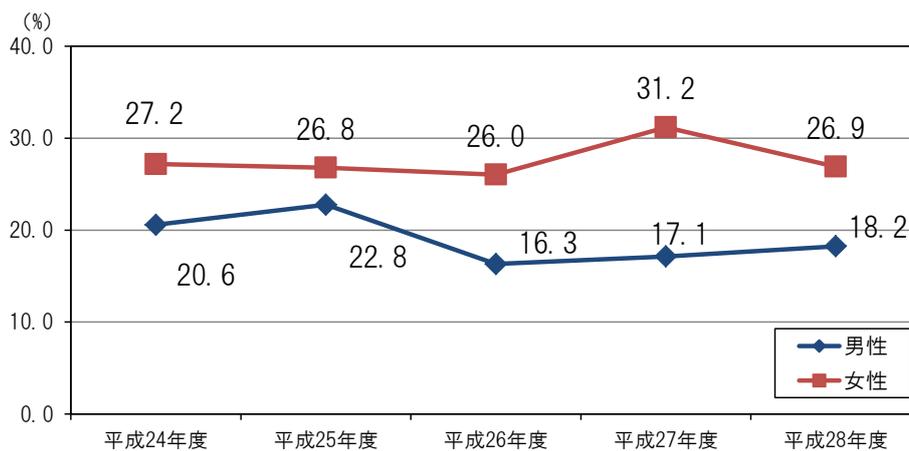


図9：やせ（BMI 18.5未満）の人の割合



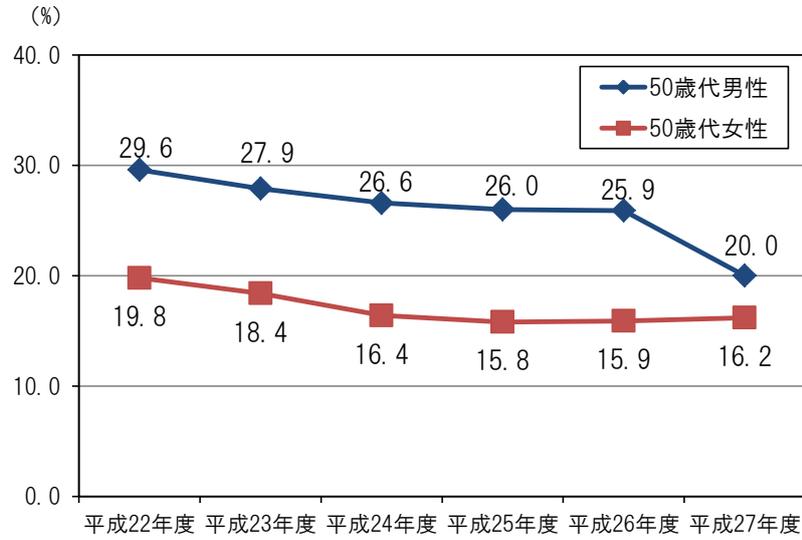
出典：なら健康長寿基礎調査（平成28年度）

図10：低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者（65歳以上）の割合の推移



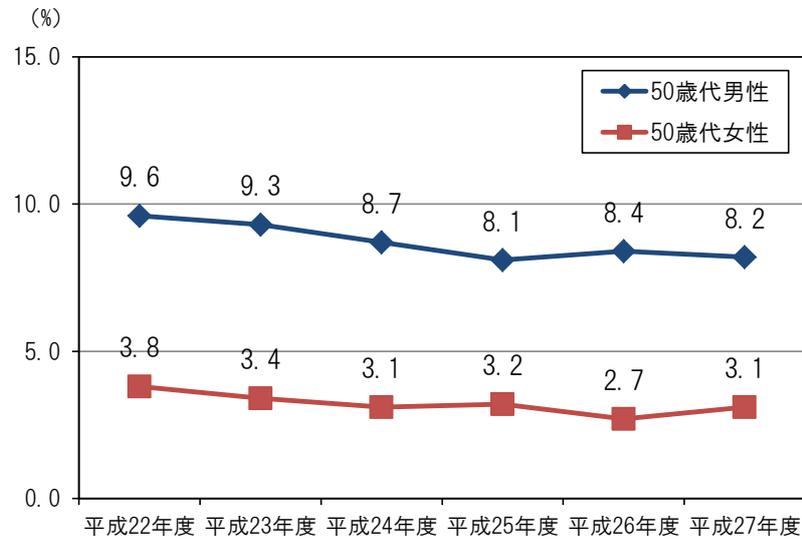
出典：なら健康長寿基礎調査（各年）

図 11： 血圧要医療者（140/90 以上者）の割合の推移
（市町村国保特定健診結果）



出典：奈良県健康づくり推進課調べ（各年）

図 12： 糖尿病要医療者（Hba1c6.5 以上者）の割合の推移
（市町村国保特定健診結果）



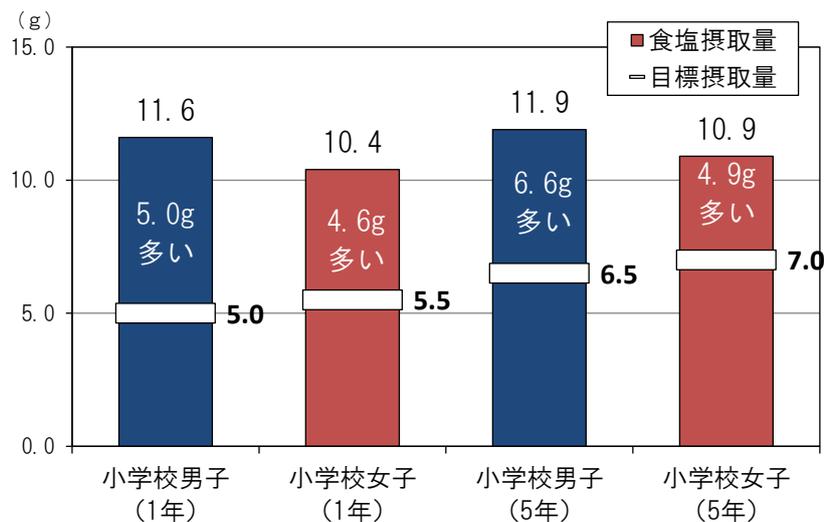
出典：奈良県健康づくり推進課調べ（各年）

2. 子どもの食習慣・生活習慣

■子どもの食習慣について

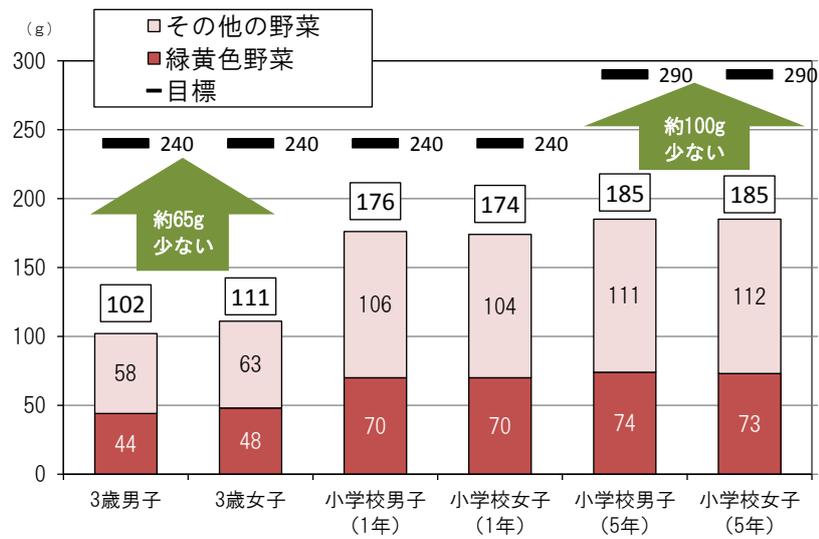
- ・平成28年度の県民健康・食生活実態調査では、子どもの頃（小学校1年生・5年生）から食塩摂取量が多く、野菜摂取量が少ないことが明らかになりました。このような現状から、子どもの頃からの食塩摂取や野菜摂取に関する食育が重要です。今後、市町村の乳幼児健診等を通じて食生活の実態と課題を把握するとともに、味覚が形成される子どもの時期から薄味や野菜たっぷりの食習慣を身につけることができるよう、支援することが必要です。
- ・望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、平成28年度から学校給食における地場産物及び県内製造品の活用状況を調査しています。さらに、給食における野菜摂取量も調査しており、今後も野菜摂取量の増加に向けた取組を行います。
- ・学校における食育は、学校給食や特定の教科等において行われるものではなく、学校の教育活動全体を通じて行われます。学校の教育活動全体で食育が推進できるよう、「食に関する指導の全体計画」に基づいた指導を行います。特に、「食育月間」や「食育の日」の取組の向上や学校給食の充実を図っているところです。併せて指導者（教職員等）の資質向上を目的に研修会を開催しています。
- ・平成28年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査では、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合は、小・中学生ともに47都道府県中低位にあり、生活習慣の改善が必要です。

図13：子どもの食塩摂取量



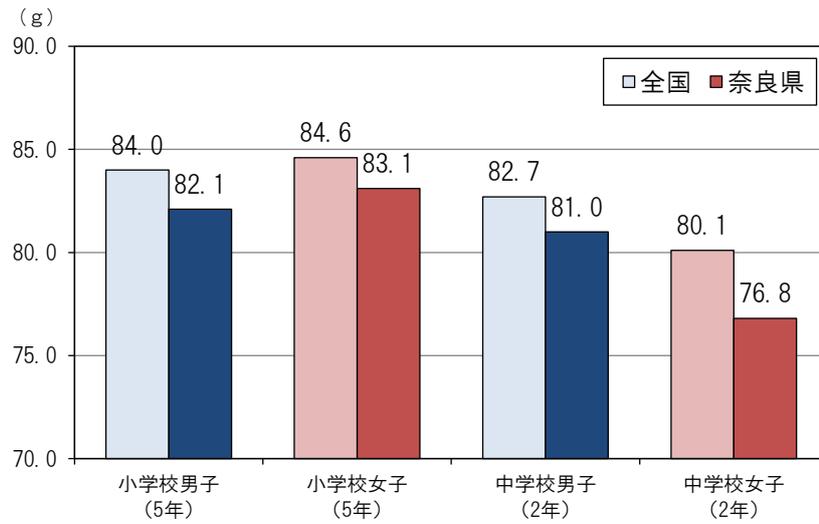
出典：県民健康・食生活実態調査（平成28年度）
食塩摂取目標量：日本人の食事摂取基準（2015年版）
※BDHQ（簡易式自記式食事歴法）質問票による調査結果

図 14：子どもの野菜摂取量



出典：県民健康・食生活実態調査（平成 28 年度） 野菜摂取目標量：第 6 次日本人の栄養所要量活用編 ※BDHQ(簡易式自記式食事歴法)質問票による調査結果

図 15：朝食を毎日食べている割合



出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（平成 28 年度）

■子どもの身体状況について

- ・ 小学校5年生の肥満傾向児は横ばいで推移しています。子どもの肥満はそのまま成人肥満、生活習慣病の発症につながるリスクが高いといわれています。バランスのよい食生活、よく噛んで食べるなど健全な食習慣を身につけるための取組が必要です。
- ・ むし歯（う蝕）の無い12歳児の割合は年々上昇傾向にあります。また、歯肉に炎症所見がある子どもの割合は横ばいで推移しているものの、2割弱に歯肉の炎症所見があり、歯科口腔の健康づくりの推進は引き続き重要な課題です。

図 16：肥満傾向児の出現割合（男子）

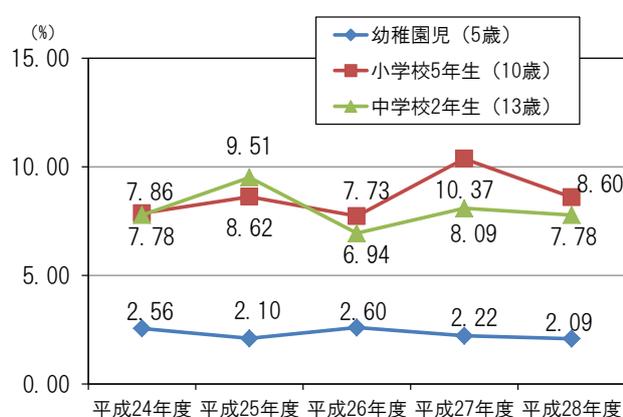
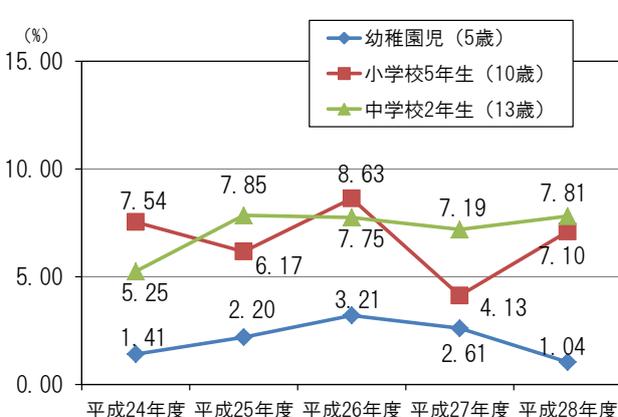
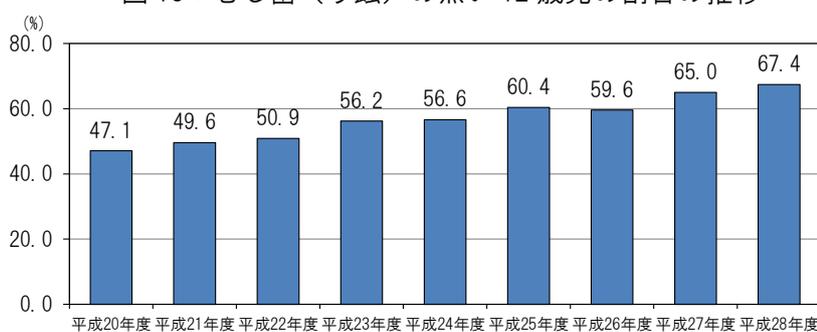


図 17：肥満傾向児の出現割合（女子）



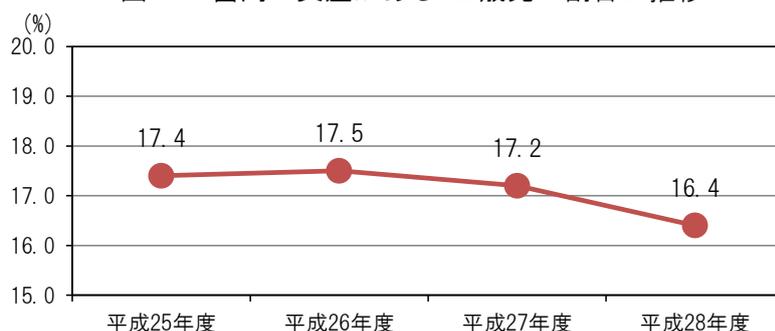
出典：学校保健統計調査（各年）

図 18：むし歯（う蝕）の無い12歳児の割合の推移



出典：（一社）奈良県歯科医師会調べ（各年）

図 19：歯肉に炎症がある12歳児の割合の推移

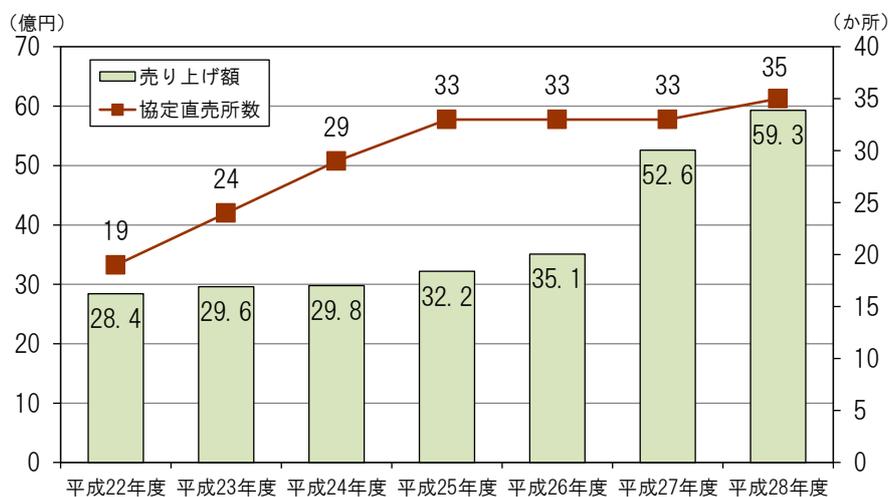


出典：（一社）奈良県歯科医師会調べ（各年）

3. 食の魅力向上

- ・ 県内で生産した農産物を扱う直売所や店舗と連携して、地産地消を推進する取組を行っています。
- ・ 県内には農産物直売所が104か所（平成29年度）あり、平成20年から県と直売所が協定を結び直売所の魅力向上や県内直売所のネットワークづくりを進める農産物直売所支援事業に取り組んでいます。平成28年度末現在、協定直売所は35か所、PRのためのイベント出展、オリジナル加工品の新規開発等の取組により、売り上げ額が増加しています。
- ・ 「おいしい奈良協力店」は226店舗あり、新鮮でおいしい県産農産物のPRと消費拡大に取り組んでいます。
- ・ 農産物直売所等は地域の新鮮な農産物等を身近な所で購入できるだけでなく、生産者と消費者の交流の機会など県産農産物や食の魅力を伝える効果が期待され、さらなる充実が求められます。
- ・ また、駅や商業施設など人が集まる場でのPRやマルシェ等の開催など、食と農のプロモーションも大切です。

図20：協定直売所「地の味 土の香」の売り上げ額と直売所数の推移



出典：奈良県マーケティング課調べ（各年）

4. 食を支える環境づくり

■食の安全・安心について

- ・ 食品の安全・安心確保に向けては、生産、製造・加工、流通・販売、消費のすべての段階において予防原則にたった総合的な対策を推進し、食品を提供する側、消費者ならびに県がそれぞれの役割を十分に認識し、相互の理解と協力のもと、その役割を果たすことが重要です。
- ・ 県民は、食品添加物やアレルギーなどの食品のリスクや健康への影響、表示等について正しい知識を持ち、食品を選ぶ力を高めていくことが重要です。そのためには、行政をはじめ専門家が食の安全・安心に関する正しい情報をわかりやすく発信することや、学ぶ機会を提供することが必要です。
- ・ 生産者や食品等事業者等の食を提供する側は、安全な食を提供するために万全を期すとともに、行政は食品衛生法に基づく監視指導を強化し、食品の安全確保が求められます。

■食を支える環境の充実について

- ・ 県民一人ひとりの食育を支える食環境づくりの推進が大切です。県では外食等の栄養成分表示、ヘルシーメニュー等を提供する「健康なら協力店」の拡大に取り組んでいます。今後は、県民の野菜摂取の不足や適塩について啓発し、健康的な食生活の実践を県とともに推進する店舗を「まほろば元気100菜プロジェクト推進店」として参加店舗を増加させることとしています。多くの機会に野菜摂取・適塩の重要性が県民の目に触れ、意識づけができるようにすることが重要です。
- ・ すべての子どもが将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域で安心して過ごすことのできる「居場所」を提供する「こども食堂」の取組など、子どもを支える地域づくりが求められます。

■食の担い手の育成・支援について

- ・ 食育の推進にあたっては、県や行政による取組はもちろん、事業者、ボランティアなど多様な主体による活動に加え、それぞれの活動がつながり、広く展開されていくことも大切です。食育に関わるボランティア等のスキルアップを支援するとともに、食に関わる人がつながる場をつくることが求められます。
- ・ 農業の生産振興を図るためには、食や農の担い手の育成や支援が不可欠であり、新規就農者の増加や、農業法人の育成が必要です。

第3章. 食育の施策

1. 施策の体系

【基本理念】

「食」を通して健全な心身を培い、
豊かな人間性を育む

目指す姿

- 県民が健康的な食習慣を習得し、実践できる
- 子どもが「食」と「健康」に関心を持ち、健康的な食生活が実践できる
- 県民が県産農産物に関心を持ち、消費拡大が進む
- 県民が「食」や「食の安全性」に関する知識と理解を深め、自らの食生活を適切に判断、選択ができる

基本方針1

健康づくりを
推進するため
の食育

施策1	減塩対策の充実
施策2	野菜摂取量の増加に向けた取組の充実
施策3	バランスの良い食生活の実践支援
施策4	生活習慣病の発症・重症化予防のための食生活改善支援
施策5	高齢者の低栄養予防の充実
施策6	妊産婦・乳幼児の栄養指導の充実

基本方針2

次世代の健全な
食習慣形成
のための食育

施策1	保育所(園)・幼稚園等における「食」に関する体験の推進
施策2	小・中・高等学校における食育の指導・体制の充実
施策3	学校給食を活かした食育の推進

基本方針3

奈良県の食の
魅力向上の
ための食育

施策1	県産農産物のブランド力の向上
施策2	販売プロモーションの強化
施策3	地産地消の推進
施策4	食文化の継承

基本方針4

食を支える
食環境づくり

施策1	食に関するリスクコミュニケーションの推進
施策2	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導
施策3	奈良県 HACCP 自主衛生管理認証制度(ならハッパ)の推進
施策4	食(食育)の担い手の育成と活動支援
施策5	県と市町村の連携による食育の推進
施策6	多様な主体による食育推進の連携強化

2. 施策の内容

【指標の考え方】

取組の進捗を評価するための指標を設定し、県の関係部局や市町村、食育の関係者と共有することで、計画の確実な推進を図ります。

基本方針 1 健康づくりを推進するための食育

施策 1 減塩対策の充実

【主な取組】

- 「減塩紙芝居」「減塩リーフレット」「適塩ソング」「高血圧の人のための減塩教室実施マニュアル」の活用を促進するため、市町村に加え、関係機関・団体、ボランティア、学校関係者への働きかけを強化します。
- 親や子を対象とした減塩教室を開催するとともに、市町村での取組が定着するよう支援します。
- 直売所やスーパー等での県産農産物 PR の取組と連携し、減塩の普及啓発を行います。
- 県政出前トーク等を活用し、食塩摂取と生活習慣病の関係など、食を通じた健康づくりについて普及啓発を行います。

指標	減塩を目的とした事業に取り組む市町村数				出典	健康づくり 推進課調べ
	現状値 (H29)	34 市町村	目標値 (H34)	39 市町村		

施策 2 野菜摂取量の増加に向けた取組の充実

【主な取組】

- 食に関わる関係者と連携した「まほろば元気 100 菜プロジェクト」を実施し、普及啓発を行います。
- 直売所やスーパー等での県産農産物 PR の取組と連携し、野菜摂取量の増加に関する普及啓発を行います。
- 市町村での健康教育や普及啓発が定着・充実するよう支援します。
- 食品事業者等に「まほろば元気 100 菜プロジェクト推進店」に関する周知を行い、推進店への加入促進を図ります。
- 県政出前トーク等を活用し、野菜摂取と生活習慣病の関係など、食を通じた健康づくりについて普及啓発を行います。

指標	野菜摂取量増加を目的とした事業に取り組む市町村数				出典	健康づくり 推進課調べ
	現状値 (H29)	29 市町村	目標値 (H34)	39 市町村		

施策3

バランスの良い食生活の実践支援

【主な取組】

- 食事バランスガイド等を活用し、健康教育等で食に関する保健指導の充実を図ります。
- 県政出前トーク等を活用し、バランスのよい食生活について普及啓発を行います。
- 職域等への出前講座を開催します。
- 給食を提供する施設の栄養士や調理師等を対象とした栄養管理の向上、食育推進、衛生管理等に関する研修会を実施するとともに、施設等への栄養管理・衛生管理に関する巡回指導を行います。

指標	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合				出典	なら健康長寿基礎調査
	現状値 (H29)	47.6%	目標値 (H34)	70%以上		
	肥満者 (BMI 25 以上) の割合					なら健康長寿基礎調査
	現状値 (H29)	20～60 歳代 男性 30.1% 40～60 歳代 女性 18.2%	目標値 (H34)	男性 26.0% 女性 14.0%		

施策4

生活習慣病の発症・重症化予防のための食生活改善支援

【主な取組】

- 保険者等の保健指導従事者に対する資質向上のための研修会を開催します。
- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを活用し、保健指導の充実を図ります。
- 「減塩紙芝居」「減塩リーフレット」「適塩ソング」「高血圧の人のための減塩教室実施マニュアル」を活用した保険者等による特定保健指導の取組を支援します。
- 市町村が特定保健指導においてアルコール使用障害スクリーニング (AUDIT) と減酒支援ができるよう支援します。
- 市町村における歯周疾患検診の充実を支援します。

指標	糖尿病有病者の割合				出典	市町村特定健康診査結果
	現状値 (H27)	50 歳代男性 8.2% 50 歳代女性 3.1%	目標値 (H34)	現状維持		
	血圧要治療者の割合					市町村特定健康診査結果
	現状値 (H27)	50 歳代男性 25.8% 50 歳代女性 16.2%	目標値 (H34)	50 歳代男性 23.2% 50 歳代女性 14.6%		
	生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人の割合					なら健康長寿基礎調査
	現状値 (H29)	男性 10.5% 女性 6.8%	目標値 (H34)	男性 9.5% 女性 4.9%		

施策5 高齢者の低栄養予防の充実

【主な取組】

- 地域ケア会議において多職種が参画し、自立支援、介護予防の観点から個別のケアプランを検討することで、高齢者の自立支援に資する効果的なケアマネジメントが行えるよう、多職種連携による自立支援型地域ケア会議の実施を推進します。
- 管理栄養士・栄養士を地域ケア会議等に派遣する体制の構築及び助言者の人材養成を支援します。
- 低栄養予防の普及啓発を図るためにパンフレット等のツールを作成し、市町村やボランティア等による活用促進を図ります。また、高齢者の特性を考慮し、フレイル予防のための筋力低下の防止なども併せて啓発します。

※フレイル：加齢に伴い心身の活力（運動機能や認知機能）が低下し、生活機能に支障が生じている状態

指標	低栄養傾向 (BMI20 以下) の高齢者の割合				出典	なら健康長寿 基礎調査
	現状値 (H29)	22.0%	目標値 (H34)	21.2%		

施策6 妊産婦・乳幼児の栄養指導の充実

【主な取組】

- 妊産婦及び幼児向けの食育パンフレットを県内産科医療機関等で配布するとともに、市町村での母子健康手帳交付や健診時にそれらを活用した普及啓発を行います。
- 市町村で離乳食や幼児期の食生活と適塩や野菜摂取について普及啓発が実施できるよう支援します。
- 市町村乳幼児健康診査結果や問診内容等から乳幼児の食に関する課題を把握し、対策を講じます。
- 市町村が実施する母子歯科口腔保健の内容充実に向けて技術的支援を行います。

指標	5歳児の肥満傾向児の割合				出典	学校保健統計調査
	現状値 (H28)	男子 2.09% 女子 1.04%	目標値 (H34)	減少		
	妊婦に対する歯科口腔保健指導等を実施する市町村数					健康づくり推進課 調べ
	現状値 (H28)	32 市町村	目標値 (H34)	36 市町村		

基本方針 2 次世代の健全な食習慣形成のための食育

施策 1 保育所（園）・幼稚園等における「食」に関する体験の推進

【主な取組】

- 市町村保育所・認定こども園事務担当者会議及び民間保育所（園）長・認定こども園長会議において、食育推進について課題の共有を図ります。
- 農作物を育て、調理して食べるなど体験活動や伝統食等を通じた取組を支援します。
- 給食や親子での食に関する体験活動等の食育を通じて、家庭への食に関する情報提供や普及啓発を支援します。
- 食育及び給食の取組が効果的に行われるよう、保育所等給食担当栄養士による会議、研修を行い、具体的な推進方法等について検討するとともに、その結果を県内保育所（園）及び幼保連携型認定こども園に提供し「食」の質の充実を図ります。

指標	食を通じた保護者への支援ができていると回答する保育所等の割合				出典	子育て支援課調べ
	現状値 (H29)	67.0%	目標値 (H34)	増加		

施策 2 小・中・高等学校における食育の指導・体制の充実

【主な取組】

- 教科学習の時間だけでなく学校行事等、学校の教育活動全体を通じた食に関する指導を行います。特に「食育月間」や「食育の日」などを活用し、食育を推進します。
- 学校給食を生きた教材とし、望ましい食事のあり方や食習慣を身につけるため、学校給食の時間における食に関する指導を充実します。
- 小中学校で実施している食育の内容を把握し、先進的・効果的な取組について研修会等で情報共有を図るとともに教職員の資質向上に努めます。
- 児童生徒が生涯にわたり健康で健全な食生活を実践できるよう、朝食の大切さや食事の重要性についての指導を行い、食を通じた健康づくりを推進します。

指標	「食育推進委員会」の開催率				出典	食育推進状況調査 (保健体育課調べ)
	現状値 (H28)	小 81.5% 中 88.6% 高 77.1%	目標値 (H34)	増加		
	朝食を毎日食べていないと回答する児童・生徒の割合					出典
現状値 (H28)	小 5 男子 0.9% 小 5 女子 0.6% 中 2 女子 1.7% 中 2 男子 1.4%	目標値 (H34)	減少			

施策3 学校給食を活かした食育の推進

【主な取組】

- 学校給食を生きた教材とし、給食の時間における食に関する指導を充実します。
- 学校給食1食あたりの野菜使用量増加に向けて働きかけます。
- 地場産物活用に向け、関係機関と連携し、県内での取組地域の拡大を図ります。
- 栄養教諭・学校栄養職員等と連携し、「我が町、我が校の自慢献立」など、地場産物・郷土料理を取り入れた学校給食献立の充実を図ります。

指標	学校給食1食あたりの野菜使用量				出典	地場産物等実態調査 (県教育委員会調べ)
	現状値 (H29)	小 97g 中 118g	目標値 (H34)	増加		
	学校給食において地場産物及び県内製造品を 活用している割合				出典	地場産物等実態調査 (県教育委員会調べ)
	現状値 (H28)	19.0%	目標値 (H34)	増加		

基本方針 3 奈良県の食の魅力向上のための食育

施策 1 県産農産物のブランド力の向上

【主な取組】

- 奈良県産畜産物の新鮮さや安全性を広く PR し、大和肉鶏や大和牛などの畜産ブランドの流通推進を支援します。
- 奈良県産農産物を生産する農業者の情報を発信します。
- GAP（農業生産工程管理）の推進を行います。

指標	協定直売所「地の味 土の香」の売上額				出典	マーケティング課 調べ
	現状値 (H27)	52.6 億円	目標値 (H34)	60 億円		
	GAP 認証農場数				出典	農業水産振興課調べ
	現状値 (H28)	15 農場	目標値 (H34)	45 農場		

施策 2 販売プロモーションの強化

【主な取組】

- 各種メディアやイベント等で、県産農産物や農産加工品等の食の魅力を発信します。
- 「大和野菜」「柿」等の県産農産物の首都圏への流通支援と販売促進を図ります。
- 大和畜産ブランドの認証及び、PR・販路拡大への支援を実施します。

指標	協定直売所「地の味 土の香」の売上額(再掲)				出典	マーケティング課 調べ
	現状値 (H27)	52.6 億円	目標値 (H34)	60 億円		

施策3 地産地消の推進

【主な取組】

- 飲食店での地場産物の利用促進に向け、飲食店と生産者をマッチングする取組や「奈良フードフェスティバル」を開催します。
- 小売店、飲食店等へ「おいしい奈良産協力店」の登録を促進するとともに、協力店に関する情報発信を県のHP等で行います。
- 県産食材や「地の味・土の香（朝市・直売所）」について「食と農のポータルサイト」で紹介します。
- 農産物直売所や量販店等で、県産農産物のPRを実施するとともに、野菜摂取量の増加にむけた取組を行います。
- 奈良県農村地域づくり協議会を中心に、県内各地で行われている農村資源を活用した地域づくりの取組と連携し、農業体験、農村景観や地域食材等を活かしたイベントを支援し、都市農村交流を推進します。

指標	協定直売所「地の味 土の香」の売上額(再掲)				出典	マーケティング課 調べ
	現状値 (H27)	52.6億円	目標値 (H34)	60億円		
	学校給食において地場産物及び県内製造品を活用している割合(再掲)					地場産物実態調査 (県教育委員会調べ)
	現状値 (H28)	19.0%	目標値 (H34)	増加		

施策4 食文化の継承

【主な取組】

- 県HP等で大和の伝統野菜等の紹介及びそのレシピの情報を提供します。
- 県内で捕獲したニホンジカ、イノシシを地域資源として有効活用を図ります。
- 栄養教諭・学校栄養職員等と連携し、地場産物・郷土料理を取り入れた学校給食献立の充実を図ります。

基本方針 4 食育を支える食環境づくり

施策 1 食に関するリスクコミュニケーションの推進

【主な取組】

- 消費者の代表、生産・加工・流通等食品に関わる各段階の事業者及び学識経験者等で構成する奈良県食品安全・安心懇話会を開催し、食品の安全・安心確保にかかる施策とその推進に係る意見交換を行います。
- 県民が科学的根拠に基づいた食の安全に関する知識・判断基準を持てるよう、講演会や意見交換会（なら食に関するリスクコミュニケーション）を開催するとともに、情報を発信します。
- 学校教育等を通じて、食品の安全性に関する知識の普及や消費者教育を推進します。

指標	奈良県食品安全・安心懇話会の開催回数				出典	消費・生活安全課 調べ
	現状値 (H28)	2回	目標値 (H34)	2回		
	なら食に関するリスクコミュニケーションの開催回数				消費・生活安全課 調べ	
	現状値 (H28)	1回	目標値 (H34)	1~2回 (現状維持)		

施策 2 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導

【主な取組】

- 食品衛生法により、毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設に対して監視指導を行うとともに、流通食品等を試験検査し、食の安全の確保に努めます。

指標	食品衛生監視指導計画に基づくのべ監視施設数				出典	消費・生活安全課 調べ
	現状値 (H28)	13,373 施設	目標値 (H34)	12,000 施設		
	食品検査検体数				消費・生活安全課 調べ	
現状値 (H28)	1,105 検体 内訳 食品添加物等 718 検体 農薬モニタリ ング検査 132 検体 遺伝子組換え 食品検査 9 検体 施設の拭き取 り検査 246 検体	目標値 (H34)	1,063 検体 内訳 食品添加物等 700 検体 農薬モニタリ ング検査 130 検体 遺伝子組換え 食品検査 8 検体 施設の拭き取 り検査 225 検体			

施策3 奈良県 HACCP 自主衛生管理認証制度（ならハサップ）の推進

【主な取組】

- 平成 27 年度に創設した奈良県 HACCP 自主衛生管理認証制度（ならハサップ）を活用することにより、HACCP の普及・啓発を推進し、さらなる食品の安全性向上を図ります。

指標	ならハサップ認証施設数				出典	消費・生活安全課 調べ
	現状値 (H28)	5 施設	目標値 (H34)	25 施設		

施策4 食（食育）の担い手の育成と活動支援

【主な取組】

- 食生活改善推進員の資質向上を目的に、主にリーダーを対象として研修会を開催するとともに、事業実施に関する指導や支援を行います。
- 市町村や在宅の管理栄養士、栄養士の資質向上を目的に、指導や事業検討に関する研修会を開催します。
- なら食と農の魅力創造国際大学校（NAFIC）で、食と農の担い手を養成します。

指標	食育ボランティア数				出典	健康づくり推進課 調べ
	現状値 (H28)	4,361 人	目標値 (H34)	増加		
	新規就農者数/年					担い手・農地マネジメ ント課調べ
	現状値 (H28)	52 人	目標値 (H34)	増加		

施策5 県と市町村の連携による食育の推進

【主な取組】

- 市町村の食育推進を支援するため、食育に関わる職員向けの研修会や情報提供、食育推進計画の策定支援を行います。
- 市町村の食に関する課題の分析等を行い、市町村がPDCAサイクルに基づいた施策の展開や評価ができるよう支援します。

指標	食育推進計画策定市町村数				出典	健康づくり推進課 調べ
	現状値 (H28)	32 市町村	目標値 (H34)	39 市町村		

施策6 多様な主体による食育推進の連携強化

【主な取組】

- 奈良県食育推進会議や保健所が実施する食育ネットワーク会議において、関係者と県の取組を相互に把握し、連携・協働を推進します。
- 各種団体、ボランティアの活動を支援するとともに、企業、ボランティア、関係団体と連携・協働した食に関する普及啓発を推進します。

指標	まほろば元気100菜プロジェクト推進店舗数				出典	健康づくり推進課 調べ
	現状値 (H29)	H29 把握	目標値 (H34)	増加		

3. 指標と目標

(1) 指標と目標

	指 標	現状値	目 標 (H34)
基本方針1 健康づくりを推進するための食育			
1	減塩を目的とした事業に取り組む市町村数	34 市町村	39 市町村
2	野菜摂取量増加を目的とした事業に取り組む市町村数	29 市町村	39 市町村
3	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	47.6%	70%以上
4	肥満者(BMI25以上)の割合 (20~60歳代・男性/40~60歳代・女性)	男性 30.1% 女性 18.2%	男性 26.0% 女性 14.0%
5	糖尿病有病者の割合(50歳代)	男性 8.2% 女性 3.1%	現状維持
6	血圧要治療者の割合(50歳代)	男性 25.8% 女性 16.2%	男性 23.2% 女性 14.6%
7	生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人の割合	男性 10.5% 女性 6.8%	男性 9.5% 女性 4.9%
8	低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合	22.0%	21.2%
9	5歳児の肥満傾向児の割合	男子 2.09% 女子 1.04%	減少
10	妊婦に対する歯科口腔保健指導等を実施する市町村数	32 市町村	36 市町村
基本方針2 次世代の健全な食習慣形成のための食育			
11	食を通じた保護者への支援ができていると回答する保育所等の割合	67.0%	増加
12	「食育推進委員会」の開催率	小 81.5% 中 88.6% 高 77.1%	増加
13	朝食を毎日食べていないと回答する児童・生徒の割合	小5 男子 0.9% 小5 女子 0.6% 中2 男子 1.7% 中2 女子 1.4%	減少
14	学校給食1食あたりの野菜使用量	小 97g 中 118g	増加
15	学校給食において地場産物及び県内製造品を活用している割合	19.0%	増加

	指 標	現状値	目 標 (H34)
基本方針3 奈良県の食の魅力向上のための食育			
16	協定直売所「地の味 土の香」の売上額	52.6 億円	60 億円
17	GAP 認証農場数	15 農場	45 農場
18	学校給食において地場産物及び県内製造品を活用している割合(再掲)	19.0%	増加
基本方針4 食育を支える食環境づくり			
19	奈良県食品安全・安心懇話会の開催回数	2 回	2 回
20	ならの食に関するリスクコミュニケーションの開催回数	1 回	1～2 回
21	食品衛生監視指導計画に基づくのべ監視施設数	13,373 施設	12,000 施設
22	食品検査検体数	1,105 検体	1,063 検体
23	ならハサップ認証施設数	5 施設	25 施設
24	食育ボランティア数	4,361 人	増加
25	新規就農者数/年	52 人	増加
26	食育推進計画策定市町村数	32 市町村	39 市町村
27	まほろば元気100菜プロジェクト推進店舗数	H29 把握	増加

(2) なら健康長寿基本計画「栄養・食生活」分野の指標と目標

	指 標	現状値 (時点)	目 標 (H34)	出 典
1	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	47.6%	70%以上	なら健康長寿 基礎調査
2	成人の1日食塩摂取量	男性 10.6g 女性 9.2g (H28)	8g	国民健康・ 栄養調査
3	成人の1日野菜摂取量	男性 279g 女性 263g (H28)	350g	国民健康・ 栄養調査
4	肥満者 (BMI25以上) の割合 (20~60歳代・男性) (40~60歳代・女性)	男性 30.1% 女性 18.2% (H29)	男性 26.0% 女性 14.0%	なら健康長寿 基礎調査
5	20歳代女性のやせの割合 (BMI18.5未満)	15.4% (H29)	20.0%	なら健康長寿 基礎調査
6	中等度・高度肥満傾向児の割合 (小学校5年生・男子) (小学校5年生・女子)	男子 4.01% 女子 2.91% (H28)	減少	学校保健統計 調査
7	低栄養傾向 (BMI20以下) の高齢者の割合	22.0% (H29)	21.2%	なら健康長寿 基礎調査
8	朝食を毎日食べないと回答する児童・生徒 の割合	小5男子 0.9% 小5女子 0.6% 中2男子 1.7% 中2女子 1.4% (H28)	減少	全国体力・ 運動能力、 運動習慣等調査
9	まほろば元気100菜プロジェクト 推進店舗数	H29把握	増加	健康づくり推進課 調べ

◆ 資料編

1. 奈良県食育推進会議条例

奈良県食育推進会議条例

平成十八年六月三十日

奈良県条例第九号

奈良県食育推進会議条例をここに公布する。

奈良県食育推進会議条例

(設置)

第一条 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第三十二条第一項の規定に基づき、奈良県食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第二条 推進会議は、会長及び委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(平成二二年条例第五四・一部改正)

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年条例第五四号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2. 奈良県食育推進会議委員名簿

任期：H29. 12. 1～H31. 11. 30

(敬称略 五十音順)

	氏 名	所 属 等
会長	荒井 正吾	奈良県知事
委員	上田 味哥子	奈良県指導農業士会 女性部長
	内山 典子	公益社団法人奈良県栄養士会 会員
	浦辻 利宏	公益財団法人奈良県学校給食会 常務理事
	尾川 欣司	スローフードならコンヴィヴィウム リーダー
	鈴木 洋子	国立大学法人奈良教育大学 教授
	寺田 暢晃	奈良県農業協同組合 総務部次長
	仲浦 美好	奈良県食生活改善推進員連絡協議会 副会長
	増永 博幸	一般社団法人奈良県医師会 理事
	松中 保	一般社団法人奈良県歯科医師会 副会長
	水野 ゆか	社会福祉法人片岡の里保育園 園長
	横地 博子	橿原市立畝傍東小学校 栄養教諭
	吉田 由香	市民生活協同組合ならコープ 常任理事
	若杉 二三代	奈良県 PTA 協議会 副会長

3. 奈良県食育推進ロゴマーク

中心に奈良のシンボルである盧舎那大仏像を、また、周囲に大和野菜および奈良の特産品9品を配することにより、奈良県産食材の活用や奈良の食文化・歴史への理解を深めながら、奈良県の食育を推進することを目的に作成しました。

大 和 野 菜：黄金まくわ、半白きゅうり、宇陀金ごぼう、
大和まな、大和丸なす、筒井れんこん、
大和ふとねぎ

奈良の特産品：いちご、柿



第3期奈良県食育推進計画

発行：平成30年3月

奈良県健康福祉部健康づくり推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL:0742-27-8662 FAX:0742-22-5510

